

緊急 東日本大震災相談窓口

- 相談日 月曜日から金曜日
- 時間 午前9時00分～午後5時
※ 早朝または午後5時以降の相談は予約制となりますので事前に電話（57-2250）にてお申込みください
- 場所 玉川村商工会館
- 内容 被災後の事業内容、雇用、今後の取引、借入・返済など事業運営に関する全てのお悩み事の相談を受けますのでお気軽に相談ください。

資金関係

従来の融資の他に、下記融資団体の災害特別貸付制度があります。

- ・ **日本政策金融公庫**
「災害復旧貸付」
- ・ **福島県商工事業協同組合**
「激甚災害（東日本大地震）に対する特別融資」
- ・ **県中小企業制度資金**
「緊急経済対策資金」

※ 内容については別紙のとおり

※ 資金相談希望の方は他の相談者と重なってしまう場合がありますので、事前に電話でご連絡を下さりますようお願い申し上げます。

雇用関係（雇用保険適用事業所・被保険者）

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っていきます。

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由（避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

行きます・聞きます
提案します！

玉川村商工会



震災対策特別資金

平成23年東北地方太平洋沖地震により、事業活動に影響を受けた中小企業者を支援するため、新たに『震災対策特別資金』を創設しました。

この資金は、従来の緊急経済対策資金（自然災害対応）を利用した場合と比べて、金利を最大0.7%、保証料率を0.3%低く抑え、よりご利用頂きやすい制度としておりますので、ぜひご利用ください。

- 対象者 東北地方太平洋沖地震により事業活動に影響を受け、売上等が5%以上減少するか、減少する見込みのある中小企業者（市町村長の罹災証明を受けられる方〔やむを得ない場合は事後提出も可〕は、災害関係保証を併用できます。）
- 融資限度 運転資金、設備資金 8,000万円（併用時は8,000万円限度）
- 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 融資利率
 - ・固定 年1.5%以内（直接被害により罹災証明書等の交付が受けられる方〔やむを得ない場合は事後提出も可〕で災害関係保証を併用した場合）
 - ・固定 年1.7%以内（上記以外で間接被害等を受けた場合）
- 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。
 - ・直接被害により罹災証明書等の交付が受けられる方〔やむを得ない場合は事後提出も可〕で災害関係保証を併用した場合
年0.5%（責任共有制度対象外で100%保証）
 - ・上記以外で間接被害等を受けた場合
年0.05%～1.05%（平均0.55% ※責任共有制度対象）
- 担保 審査により必要になる場合があります。
- 保証人 法人 1名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要）
- 取扱期間 平成23年3月25日から
- 申込み先 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

太平洋沖地震災害により被災された皆さまへの支援に

株式会社日本政策金融公庫

「災害復旧貸付」の適用

本災害により被害を受けられた中小・小規模企業の皆さまを対象に、全国の支店で「災害復旧貸付」を取り扱っています(国民生活事業及び中小企業事業)。

<融資制度の概要>

	国民生活事業
適用できる制度	災害復旧貸付
融資限度額	3千万円(※1)
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)

(※1)国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2)国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間(据置期間)です。

返済相談等への柔軟な対応

本災害により被災した中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの返済相談については、政策金融機関として、被災者の皆さまの個別の状況を踏まえた親身な対応と負担の軽減に努めています。

<返済相談等への対応>

条件変更相談への柔軟な対応	<ul style="list-style-type: none">・震災の影響により返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡及して返済猶予の手続きを実施・提出書類の簡素化(決算書提出の省略が可能など)・電話等の簡便な手段による相談が可能
---------------	--

福島県商工事業協同組合東日本大震災 特別融資

1. 実施期間 平成 23 年 3 月 26 日～平成 23 年 6 月 25 日
2. 融資内容
 - ①金 額 200 万円以内
緊急的回避処地として、既存の融資実行と別枠扱いとする
 - ②貸付金利 3.5%
 - ③返済期間 運転・設備とも 5 年以内
 - ④保証人 家族 1 名
 - ⑤添付資料 ア、直近の決算書（1 期分）
 - ⑥その他 ア、商工貯蓄共済の加入は必要なし
イ、既存借入金（事協）との相殺は認めない

※既存借入金と相殺利用の場合は、通常扱いとなります

東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由（避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

（具体的な活用事例）

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
- 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
- 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。

※ 既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

（主な支給要件）

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
- 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届出する必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
- さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。

※ 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱いますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。